



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「地方教育行政に関する法律案」(1947年1月15日作成)の意義：戦後初期教育行政システム改革論の再検証
Author(s)	辻村, 貴洋
Citation	北海道大学大学院教育学研究科紀要, 95, 161-178
Issue Date	2004-12
DOI	https://doi.org/10.14943/b.edu.95.161
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28950
Type	departmental bulletin paper
File Information	95_P161-178.pdf



「地方教育行政に関する法律案」 (1947年1月15日作成)の意義

— 戦後初期教育行政システム改革論の再検証 —

辻 村 貴 洋*

The Significance of “Bill For Local Educational Administratoion (15th January 1947)”: Reexamination of the Educational Administration System Reform in the Initial Postwar Period

Takahiro TSUJIMURA

【要旨】 本論文では、教育委員会制度の存廃を含めた抜本的改革が目指されている現在、行政機構の地方分権改革のなかで新たな教育行政システムが構築されようとしていた、教育委員会制度創設期に焦点をあて、戦後初期の教育行政機構の再編過程の再検証を試みたい。とくに1947年1月15日に作成された「地方教育行政に関する法律案」の立案過程においては、田中耕太郎の学区庁設置構想及び教育刷新委員会第三特別委員会の議論に特徴的な、地方自治体の首長が公選制となった時期に、教育行政が一般行政部局に統合されずに独立した組織として構想されたことや、数府県を一単位とした区域に新たな教育行政機関が設置されようとしていたことについて検証を加えるものとする。また、その後に成立する教育委員会法や文部省設置法により、戦後日本に構築された教育行政の政府間関係をみていく際の分析視角を提示する。

【キーワード】 教育委員会、田中耕太郎、学区庁、教育刷新委員会、政府間関係

1. はじめに

わが国の教育行政は、「教育委員会法」(1948.7.15)が公布、施行され、全国の都道府県及び市町村に教育委員会を設置することによって行われてきた。その後「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(1956.6.30)への全面改正により、公選制から任命制への変化はあったものの、教育委員会が地方教育行政を担っている構造自体に変わりはない。しかし近年、現状の教育委員会をよしとせず、教育委員会設置の存廃を含めた様々な議論が展開されている。地方分権のあり方が問われていることを背景として、こうした制度の抜本的改革が議論されている今、日本の民主化とともにやはり地方分権のあり方が議論されていた教育委員会制度創設期が注目される。

* 北海道大学大学院教育学研究科博士後期課程(教育計画講座)

当時の教育委員会法解説書⁽¹⁾における法制定過程の記述を概略すると、教育委員会法は①第一次対日米国教育使節団報告書（1946. 3. 30 提出 以下「使節団報告書」と略す）による勧告が原点である、②これをふまえた教育刷新委員会からの報告⁽²⁾に基づいて法の立案作業が進展した、③教育基本法の理念を踏まえた法構成をとっている、④法案作成過程では、CI&E等占領軍当局との折衝を経て、国会への法案提出、修正可決に至った、となろう。そしてこれらは、「使節団報告書」にみられる教育の民主化、教育行政の地方分権、教育の自主性確保という三つの原則を軸にして説明されている。また、教育基本法・学校教育法・教育委員会法の三つが相互に不可分なかたちで構成されていることが指摘されている。この指摘は、三つの法案作成過程を見ていく上で重要なポイントとなる。

しかし終戦直後には、実際に成立したものは異なる教育行政システム改革構想が存在していた。それは田中耕太郎を中心に文部省内で立案作業がすすめられた、学区庁設置構想である。この構想の特徴は第一に、全国を数個の学区（9ブロック⁽³⁾を想定）に分けて、学区毎に学区庁を設置し、地域に応じた教育を行えるようにしようとしていたこと、第二に、教育者の手による教育行政を目指していたことである。この二つの点、すなわち、教育行政機構の設置単位と、教育専門職による教育行政を考えると、第92回帝国議会上程を予定して立案された「地方教育行政に関する法律案」⁽⁴⁾（1947. 1. 15 作成 以下「法律案」と略す）が注目される。この「法律案」には、道府県を一単位として地方教育委員会（以下「広域地方教委」と称する）を設置する構想がみられる。しかし、このような広域教育行政機構を設置する構想は、以降の地方教育行政改革諸案にはみられなくなる。そこで本稿では、戦後初期における抜本的な教育行政改革論を整理していくうえで重大な転換点とみられる、「法律案」の作成までをもって時期区分を行い、その「法律案」がもっていた意義を明らかにしたい。

2. 田中（耕）文相らの学区庁設置構想と教育刷新委員会における「広域地方教委」の位置づけ

(1) 二つの改革構想前史

(ア)終戦直後から始まる文部省の機構再編成

文部省における自身の機構再編成作業は、ポツダム宣言受諾直後から、すなわち占領軍の指揮命令を受ける前から始められていた。それは主に、戦時から平時へと戻す省内部局の再編成⁽⁵⁾であったが、同時に戦前までにみられた弊害を分析し、その反省にもとづいた新たな機構再編成の作業が進められている。文部省は戦争終結の玉音放送のあった1945年8月15日に訓令⁽⁶⁾を発し、「国体護持ノ一念ニ徹シ」て教育の再建をはかる方針が明らかにされた。国体護持の方針がどのようなものとして形成されようとしていたかを知るものとして、いわゆる「新日本建設の教育方針」⁽⁷⁾を、またその具体的方針があらわれているものとして、同年10月15日の新教育方針中央講習会における前田文相の訓示⁽⁸⁾を挙げることができる。前者は終戦から一ヶ月の間に進行中、ないしは計画中の諸施策の概要を示しており、文部省がどう動いているかを内外に公表する状況報告的な内容をもつもので、9月中旬における文部省の施策の特徴と方向性をおおまかではあるが明らかにしている。いっぽう後者は、国体護持の手段としての教育勅語謹読論、公民科教育の刷新、画一教育の打破、社会教育・女子教育・科学教育の刷新等々の方針がみられ、これらは前者をこえて、改革の課題と方向をより明解に示すものとなっている。こ

れらはそれぞれに重要な論点を含むものであるが、ここでは画一教育打破について述べられている部分を以下に引用しておこう。

次に申し述べたいのは従來の弊害であつた極度の劃一主義の打破であります。人を一様の型にはめる極度の劃一主義は往々にして人の思考力を奪ひ、その結果軍國主義發生の温床となりやすいものであります。故に今後の教育方針と致しましては出来るだけ劃一主義を改め一定の教育方針の範圍内に於て、各教育機關及び教師は、それぞれ自發的に工夫創意を施す餘地を持ち得る様に致し、それぞれが特長を発揮しつゝ國家の定めた究極的教育方針に合致せしめるやうな伸々とした空氣を作りたいと思ひます。

文部省では、同年10月23日の省議において、「教育ノ画一性打破ノ委員会」を設けることが決定された⁽⁹⁾ようである。このことは前田文相の方針を受けて具体案の立案作業が始まったことを示唆している。さらに11月20日に「劃一教育改革要綱(案)」、「劃一教育打破ニ関スル検討並ニ措置(案)」(文部省大臣官房総務室)が作成⁽¹⁰⁾されたことが知られている。この二つに書かれている内容は、画一教育打破に必須の基盤として、教育の自主性確保と教権の独立が必要視されており、教育行政機構と一般行政機構とを切り離すことが明記されている。また、従前の中央集権体制に対する文部省自身の批判の姿勢がみてとれることなど重要な論点を含むものである。文部省では終戦直後から、画一教育打破の観点より、文部行政の内務行政系統からの独立が目指されていた⁽¹¹⁾ことを確認できる。

(イ)田中耕太郎の「教育改革私見」(1945年9月)

ところで、時期は多少前後するが、前田文政が動き出し、GHQの指示を受ける前から進む国体護持の教育改革、すなわち教育勅語謹読と公民教育強化に象徴される改革案の形成が進む中、もう一人の注目すべき人物が文部省入りしていた。さきに紹介した省内部局大編成の過程で、省内筆頭部局となった学校教育局に、東京帝国大学教授を兼務のまま、局長として就任した田中耕太郎である。

田中耕太郎(以下、田中(耕)とする)はいわゆる「新日本建設ノ教育方針」には批判的であった。そして、彼のとなえる教育改革論には重要な特色があった。その特色は「教育改革私見」⁽¹²⁾というメモによく表れている。このメモは田中(耕)が文部省入りする直前の9月に前田文相との会談を行っているが、その会談に際して自ら用意したものである。「教育改革私見」では、田中(耕)が国民の教育思想から抜本的に転換する必要性をなによりも強調している。その実現のために、中央・地方を貫いた教権の独立というラインでの教育行政改革を構想していたことを伺わせる内容となっている。関連する部分を引用しておくと、それは以下のようである。

(1) 文部省問題

- (イ) 教育を政治より分離し教育制度を政党党派の対立及び勢力関係の影響外に置くこと——此の為に教育に憲法上司法権に与へられたる独立の地位を保障する取扱を為すこと
- (ロ) 文部大臣の頻繁なる更迭はこれを避くべく、原則として教育界又は学界出身者を以てこれに充つること
- (ハ) 更に文部省の存在理由及び機能を再検討し、これを存置するとせば、其の活動を原則として

教育の内容に干与せざる純粹なる事務的方面に限局すること(例へば図書館、国宝等の管理、校舎の建設、其の他学校施設、教科書の編纂印刷頒布、学校衛生、体育、其の他助成的方面)

(c) 教学局及び国民精神文化研究所の廃止

(d) 教育界及び学界の權威者より成る永続的審議会の設置

(2) 学区制の問題—仏国の例を研究すること

(注；傍線引用者)

ここに、教育を政治から分離すべきことを第一に掲げ、そのために教育にも「憲法上司法権に与へられたる独立の地位を保障する取扱を為すこと」(傍点、引用者)が提唱されている。そして、文部大臣には「教育界又は学界出身者を以てこれに」充てること、「文部省の存在理由及び機能を再検討」し、「其の活動を原則として教育の内容に関与せざる純粹なる事務的方面に限局する」ことなど、根本的な中央教育行政機構の見直しを提起している。

さらに傍線部分(詳細な記述ではないが)では、フランスを参考にして学区制の問題に取り組もうとしていることが注目される。これはおそらく、実際のフランスの制度をそのまま導入するのではなく、明治の学制のような、全国をいくつかの大学区に分けて、その大学区を中学区に、さらに小学区にというようなピラミッド型に分割する、一般行政の単位とは異なった、学区という独自の教育行政単位の設定を考えていたと考えられる。

こうした田中(耕)の構想は、さきに紹介した「劃一教育改革要綱(案)」、「劃一教育打破ニ関スル検討並ニ措置(案)」の二つのなかに反映されていたとみてさしつかえなからう。また、さらにはっきりと、地方教育行政を一般行政から分離していく構想のみえるようになった、現在までに確認されている最も早い時期の改革案は、「地方教育行政機構刷新要綱(案)」(1945.12.21)である。続いて「地方教育行政機構刷新要綱」(1946.1.7)、さらに「地方教育行政機構刷新要綱」(日付不記)及びこれと一体のものとして構想されたとみられる「地方教育行政機構刷新要綱ニ基ク學區廳(假稱)設置要綱」(1946.1.25)が確認⁽¹³⁾されている。これらの一連の地方教育行政改革諸案にみられる内容を概略しておく、以下のようなものである。それは、①全国を九つのブロックに分けてこれを学区とする、②学区に学区庁をおき、中等学校以下の学校教育及び社会教育を管掌させる、③学区に学区庁長官をおく(帝国大学総長を想定)、④学区に調査審議機関として学区教育委員会をおく、⑤都道府県に学区庁の支庁(学区支庁)及び支庁教育委員会をおくというものであった。

(ウ)「使節団報告書」(1946年3月30日)

さきに紹介した教育委員会法の解説書にも、これによる勧告が原点であるという記述が共通してみられたように、「使節団報告書」が当時の教育行政改革論に与えた影響は非常に大きなものであった。教育使節団は1946年3月の5日と7日の二団に分かれ来日し、使節団は四つの委員会と二つの特別委員会を組織して、わずか一ヶ月ほどで「使節団報告書」の作成に至っている⁽¹⁴⁾。教育行政に関連しては、使節団の第三委員会が担当しており、「使節団報告書」の第3章のもととなる勧告原案を作成している。

では実際に「使節団報告書」の第3章をみていくと、その表題は「初等及び中等段階の教育行政」(ADMINISTRATION OF EDUCATION AT THE PRIMARY AND SECONDARY LEVELS)となっている。その内容をみていくと、教育勅語の奉読及び御真影への拝礼の停止、

文部省の中央集権体制を地方に分権せしめることなどからみて、六・三・三制へとつながる修業年限区分などの内容を含む、教育の機会均等化と分権化を目指した提言がなされている。これが最大の特徴とみられる点で、学校制度と教育行政が表裏一体の関係で構想されていることが注目される。

使節団は、従来の日本の学校制度の構造の弱点を、外側の機関から直接統制することが可能であった点であり、これを打ち砕かねばならないことが指摘されている。また、制度全体を通じて重要な地位にあった人間が、教育者として十分な訓練を受けておらず、これら教育官吏が任命権者である内務大臣に対して責任を果たしていたと分析している。

具体的に、国(National)・都道府県(Prefectural)・地方(local)の三つの段階それぞれの権限が勧告されている箇所をみていこう。国段階では、文部省の行政的管理権の削減がまず挙げられている。また、視学官を廃止し行政的権力を伴わない相談員や専門的助言者の制度を設けることなどが提示されている。これらに加えて、文部省を内務省から分離せしめることが書かれている。そして都道府県段階では、住民の選挙で選ばれた民間人から成る教育行政機関(educational committee or agency)を設けること、その機関の教育責任者(educational leader)として教育の専門家(His training and experience should be in the field of education)が任命されるべきことを勧告している点が注目される。地方段階についての記述の中では、住民と学校が密接な関係をもち続けなければならないとされ、さらに学校の教職員や地方教育機構の長が、上級の教育官吏による支配や統制から自由であるべきことが書かれている。これらとは別に、教師たちの給与についての項目があり、国及び都道府県段階における教育行政責任者によって、あらゆる教職員の身分を保障できるようにすることについても述べられている。こうした記述にみられるように、教育行政機関に対して、一般行政からの干渉を許容する考え方はみられない。ここに政治的に完全に独立した組織として考えられていることが特徴として挙げられよう。

このように「使節団報告書」では、個々の教職員や、住民の手による教育行政が強調されているのだが、その一方で、各段階の機関における(住民に選出される)教育責任者の権限事項について細かな勧告がなされていることには留意しておかなければならない。当時のアメリカでは教育長に権限が集中していたため、住民には教育長をチェックする能力が強く求められていたようであるが、「使節団報告書」の勧告は、それに類するものを日本にも求めていたのである。ところで、都道府県及び地方段階で教育行政機関の責任者についての記述において、国段階で文部大臣に関する記述はみられない。国段階においては、文部省がいわゆるサービス・ビューローたることが勧告されているのだが、どのような形で残すのか(あるいは廃すのか)についてはここから読み取ることはできない。

ところで、教育使節団の来日に際して、その活動を援助する目的で「日本教育家ノ委員会」が設置されており、こちらでも報告書(「米国教育使節団に協力すべき日本側教育委員会の報告書」)が作成⁽¹⁵⁾されている。この中で最大の注目点は、「府県を若干の区域に分ち其の区域毎に一の委員会を設くること」という記述がみられる点である。この時点では、実際にどのような権限をもつ組織であるのかは不明瞭であるが、ここでは「日本教育家ノ委員会」のメンバーが後の教育刷新委員会の委員として審議に参加しており、議論に影響を与えていたことを指摘する⁽¹⁶⁾にとどめておく。

もう一つ注目しておかねばならないことは、「使節団報告書」の中には、Board of Education

あるいは Educational Board といった語句はみられない。しかし、日本教育家ノ委員会が作成した報告書には、「教権確立の方法に関しては種々考慮せらるべきも本委員会は其の範囲を米国委員より示唆を受けたる Board of Education 制度に付き研究することに限定したり」とある。これは使節団が来日した折りに、日本教育家ノ委員会のメンバーと直接会合した際に示唆を受けたものと思われるが、このことがどのような影響をもっていたかについては別に詳細な検証が必要に思われる。

(2) 田中文政期における地方教育行政改革構想

使節団帰国後の時期における日本政府の課題の一つは、憲法の早期制定であった。昭和 21 年 5 月 22 日、その憲法の早期制定を目指す第一次吉田茂内閣（自由党・進歩党連立）が誕生し、文部大臣には田中耕太郎が就任した。

文部省では田中（耕）に特徴的な構想を反映して、学区庁設置による教育行政改革案が、「使節団報告書」提出以前から検討されていたことはすでに紹介した。この案の趣旨は、教育行政の内務省系統からの独立にあり、また教育の運営は原則として地方に委ねることが考えられていた。しかし、ここでの地方分権とは、全国を数個の学区に分け、その学区に学区庁を設置し、その学区庁ごとに教育行政を行おうとするもの（一般行政とは切り離されたかたち）であった。さらに田中文相は、教育者の手による教育行政を目指しており、使節団報告書にある民間人から成る教育行政機関とは異なる構想であった。こうした田中（耕）の構想は、同年 6 月 14 日に首相官邸で開催された地方長官会議における演説にまずみられる。また、その後の第 90 回帝国議会における発言や、憲法改正草案審議過程での教育権独立論など⁽¹⁷⁾にもあらわれている。

さて、現在までに確認し得る資料をみる限り、さきに紹介した「地方教育行政機構刷新要綱」及び「地方教育行政機構刷新要綱ニ基ク學區廳（假稱）設置要綱」を最後に、文部省における教育行政改革の立案作業は休止されているように思われる。これはおそらく、教育使節団への準備、対応に追われていたためであると推測するのが妥当であろう。そして使節団報告書にある強い教育行政民主化への転換要請の影響からか、学区庁設置構想は頓挫していたのではなかろうか。ところが、5 月 22 日に田中耕太郎が文部大臣に就任し、如上にみたように、教育権独立に基づく教育行政改革が、学区庁を設置するという方向で、学校教育法の立案作業とともに、再び動き出したことが推察される。それはまず、6 月 19 日付「学校教育法要綱」⁽¹⁸⁾の中で、学区庁長官が中等学校以下の学校を監督すること、文部大臣又は学区庁長官の諮問機関として、中央及地方に教育委員会を常設することが（それは詳細な記述ではないが）明記されている。

そこで、教育行政に関する具体化された改革案が記された文書を探してみると、8 月に入ってからの日付が確認できるいくつかの資料⁽¹⁹⁾が存在する。こうした資料の中で様々な修正が施された最終プランとして注目されるのが、「教育行政刷新要綱案」（1946.8.20）である。これとはほぼ同時期に作成されている「教育行政機構一覧表（案）」（1946.8.19、表 1）及び「各段階機関の有する職務権限一覧表（案）」（1946.8.16、表 2）をあわせてみると、文部省・学区庁・学区支庁・自治体の各段階機関は、それぞれ所轄する学校に関する事務をつかさどることが考えられていたようである。また、それぞれに置かれる中央教育委員会・学区委員会・支庁委員会・教育委員会の四つは、いずれも諮問機関とされている。そして、教職員の俸給等は全額国庫負担とすることが書かれており、教員の待遇を国が保証しようとしている点に、田中（耕）の思想があらわれている。

表 1 教育行政機構一覧表(案) 二一・八・一九

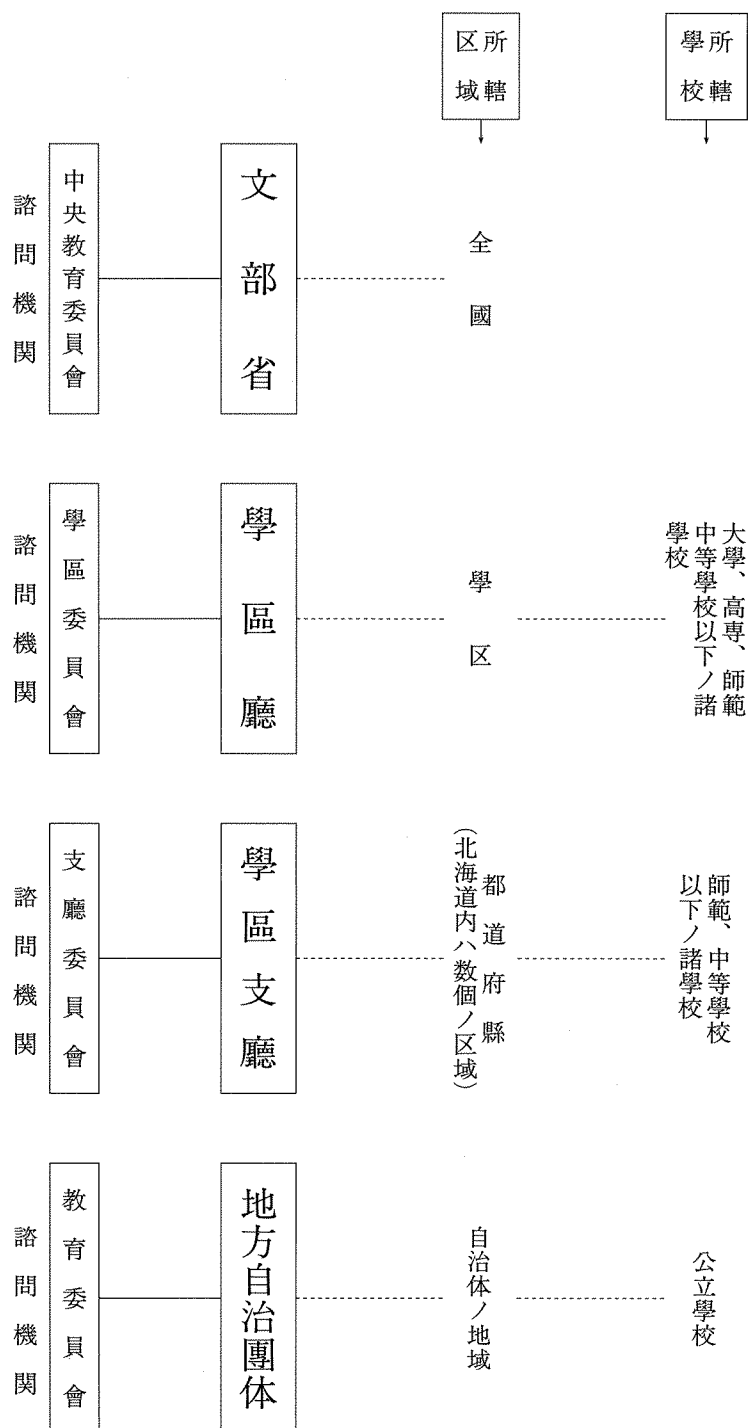


表2 各段階機関の有する職務権限一覧表(案)

文部大臣		学区廳長官		学区支廳長官		自治體の長	
1. 社會教育諸施策の企畫並に調査に關する事項	1. 大學、高等専門學校の學校擴張に關する事項	1. 大學、高等専門學校中等學校、國民學校の學校擴張に關する事項	1. 當該自治體の設立する學校の學校擴張に關する事項	2. 國庫負擔に關する豫算並に配分に關する事項	2. 公民教育に關する事項	2. 公民教育に關する事項	2. 公民教育に關する事項
2. 文部省社會教育委員に關する事項	3. 家庭教育婦人教育に關する事項	3. 家庭教育婦人教育に關する事項	3. 家庭教育、婦人教育に關する事項	3. 現在本省所管の社會教育關係法人に關する事項	3. 青少年教育に關する事項	3. 青少年教育に關する事項	3. 青少年教育に關する事項
4. 現在本省所管の社會教育關係法人に關する事項	4. 青少年教育に關する事項	4. 青少年教育に關する事項	4. 父兄學級に關する事項	5. 國寶及重要美術品の保存に關する事項	5. 勤勞者教育其の他成人教育に關する事項	5. 勤勞者教育其の他成人教育に關する事項	5. 勤勞者教育其の他成人教育に關する事項
5. 國寶及重要美術品の保存に關する事項	5. 勤勞者教育其の他成人教育に關する事項	5. 勤勞者教育其の他成人教育に關する事項	5. 市町村社會教育委員に關する事項	6. 史蹟名勝天然記念物の保存に關する事項	6. 豫算の配分並に執行に關する事項	6. 豫算の配分並に執行に關する事項	6. 市町村社會教育委員に關する事項
6. 史蹟名勝天然記念物の保存に關する事項	6. 豫算の配分並に執行に關する事項	6. 豫算の配分並に執行に關する事項	6. 市町村社會教育委員に關する事項	7. 國立圖書館に關する事項	7. 現在地方廳所管の社會教育關係法人に關する事項	7. 地方社會教育委員に關する事項	7. 市町村社會教育委員に關する事項
7. 國立圖書館に關する事項	7. 現在地方廳所管の社會教育關係法人に關する事項	7. 地方社會教育委員に關する事項	7. 市町村社會教育委員に關する事項	8. 出版に關する事項	8. 國寶及重要美術品の保存に關する事項	8. 國寶及重要美術品の保存に關する事項	8. 國寶及重要美術品の保存に關する事項
8. 出版に關する事項	8. 國寶及重要美術品の保存に關する事項	8. 國寶及重要美術品の保存に關する事項	8. 國寶及重要美術品の保存に關する事項	9. 放送に關する事項	9. 史蹟名勝天然記念物の保存に關する事項	9. 史蹟名勝天然記念物の保存に關する事項	9. 史蹟名勝天然記念物の保存に關する事項
9. 放送に關する事項	9. 史蹟名勝天然記念物の保存に關する事項	9. 史蹟名勝天然記念物の保存に關する事項	9. 史蹟名勝天然記念物の保存に關する事項	10. 新聞に關する事項	10. 圖書館、博物館、公民館の管理に關する事項	10. 圖書館、博物館、公民館の管理に關する事項	10. 圖書館、博物館、公民館の管理に關する事項
10. 新聞に關する事項	10. 圖書館の設置並に廢止の認可に關する事項	10. 圖書館、博物館、公民館の管理に關する事項	10. 圖書館、博物館、公民館の管理に關する事項	11. 圖書に關する事項	11. 出版に關する事項	11. 出版に關する事項	11. 出版に關する事項
11. 圖書に關する事項	11. 出版に關する事項	11. 出版に關する事項	11. 出版に關する事項	12. 國際文化事業に關する事項	12. 放送に關する事項	12. 放送に關する事項	12. 放送に關する事項
12. 國際文化事業に關する事項	12. 放送に關する事項	12. 放送に關する事項	12. 放送に關する事項	13. 藝術文化の奨励並に振興に關する企畫並に調査に關する事項	13. 新聞に關する事項	13. 新聞に關する事項	13. 新聞に關する事項
13. 藝術文化の奨励並に振興に關する企畫並に調査に關する事項	13. 新聞に關する事項	13. 新聞に關する事項	13. 新聞に關する事項	14. 帝國藝術院及美術研究所に關する事項	14. 圖書に關する事項	14. 圖書に關する事項	14. 圖書に關する事項
14. 帝國藝術院及美術研究所に關する事項	14. 圖書に關する事項	14. 圖書に關する事項	14. 圖書に關する事項	15. 藝術文化の奨励振興に關する事項	15. 藝術文化の奨励振興に關する事項	15. 藝術文化の奨励振興に關する事項	15. 藝術文化の奨励振興に關する事項

(3) 教育刷新委員会第三特別委員会における教育行政改革構想

上にみた、学区庁設置構想があらわれている「教育行政刷新要綱」(1946.8.20)が読売新聞にスクープ⁽²⁰⁾され、CI&Eはこの案が「使節団報告書」の趣旨からはずれているとして、文部省側に説明を求めている。こうしたなか、教育に関する調査審議を自ら行い報告することのできる、文部省から独立した積極的な政策立案審議機関という性格をもった内閣総理大臣の所轄である組織として、教育刷新委員会が設置され、審議が開始されている。

教育行政について審議された第三特別委員会の考え方は、中央集権的な行政機構をくずして民間の自治的な組織を用意し、そこに教育行政を委せようということであった。民間の自治的な組織とは、すなわち市町村及び都道府県教育委員会である。この教育委員会に自治的な権限をもたせることで教育の地方分権化と自主性確保を、また委員を選挙で選出することにより教育行政の民主化をはかろうとしたのであった。ここに「使節団報告書」の影響が大きくみられる。しかし第三特別委員会では、「使節団報告書」からの影響に加えて、委員たちの市町村の行政担当能力に対する不信感があった。これについて村上弘明は、教育委員会制度が、当時の日本の教育関係者による国民の能力への不信に立脚しながら、占領当局からの強い教育民主化の要求に従って生まれたため、民主化ということに対する国民の理解が不十分なままスタートしていることを、教育委員会制度の最大の欠陥であると評している⁽²¹⁾。

こうした考え方で進められた審議の結果が、冒頭で紹介した第一回報告(1946.12.27)である。この中で、数府県を一単位とした地方教育委員会及び地方教育研究所の設置が提案されている。このことについて第三特別委員会では、内務省や大蔵省から次官等と呼ばれ、審議の中で彼らからの意見を聞いている。内務省からは、自治体の知事が公選となるため、わざわざ教育行政を別にする必要はないのではないかという意見があったが、一般部局のもとに教育行政をまかせる考えは、委員の中にはほとんどみられない。とはいえ、文部省の権限強化につながりそのような学区庁設置構想には否定的な議論がなされている。にもかかわらず、広域教育行政機構の設置を提案していることが注目される。これは、主に教育内容についての調査研究を行うには、各都道府県・市町村段階では狭小にすぎること、また各都道府県ごとの人事の交流等、各種調整を行う機関が必要視されたため⁽²²⁾である。そのため、当初は地方教育研究所の設置が重要視されている。第三特別委員会第八回会議では、会議にさきだって主査の大島正徳と文部省囑託の天城勲の両名で行った学区制についての話し合いの結果をまとめたものを提示している。これについて、のちの「広域地方教委」設置構想の発端となる大島主査の発言を引用しておこう。

○大島主査 各府県には関があって、(中略)今後の教員はどうしても質がよくならねばならぬ。それには数府県が一緒になって教員養成所を作るのがいいのじゃないか。其の養成所は即ち教育研究機関であって、所長を置いて色々の研究をする。尚お高い方の中等学校である専門学校は今後相当数出来るでしょうが、従来通り専門学校は皆文部省が統括するということでは、文部省の力が大きくなるから、其の研究所を中心にして互いに切磋琢磨、調査研究してやって行こう。地域に依っては大学もあるから、委員会を設けてやろう。然し誰をどうするとか、予算をどうするというような権限はなく、純粹の教育機関としての仕事をやろう。こういう中間機関を置いてはどうかという構想なのです。文部省の出店として権力を持つのではなく、下から盛り上った総合研究機関として互いに相談しよう。研究所長、養成所長は、教育的な指導はするが執行的のものではなく、飽く迄研究的なものにしようという訳であります。

(日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第7巻 p125)

これに加えて大島主査は、中央にも教育研究所の設置が必要であり、それをすべての府県に設置することは「やり切れないから、数府県単位にして地方教育研究所を置いた方がいい」と述べている。みられるように、発端は教員養成の問題が関わっていたのだが、この議論は第三特別委員会の範囲を越えるものであったため、教員養成に関する部分は先送りされた。そして第九回会議以降では、「純粹の教育機関としての仕事」について議論が交わされていく。一方このころから、数府県を一単位とした区画の中で教員の人事交流（とくに後期中等教育段階において）が必要視されてきていた。そこで地方教育研究所に事務局を設置して、そこに教員の人事権をもたせようという構想を第十回会議において大島主査が提案している。人事権を持つとなると、そこには委員会が設置されることとなり、大島主査は「ボードを作らないとなると（人事権が）文部省のものになる」（括弧内、引用者）とも述べている。また安藤正次委員は、同じく第十回会議において、次のような発言をしている。以下に引用しておこう。

○安藤委員（前略）教員人事の交流，文化交流の上から見ても，大きな範囲のブロックがあった方がいいじゃないですか。（中略）詰り文部省の目がそこまで届かないのです。然し府県だけでやると範囲が狭いから，良い交流が行われない傾向があります。又教育上の調査研究にしても，各府県でやると，その郷土に即して有効にやれる長所があるが，その代り一方に偏することになって，従来の封建制の遺風を除く上から言っても，矢張り広い範囲でやった方がいいのじゃないかと思います。

（同前書 p 149）

こうして数府県を一単位とした区域に地方教育研究所及び「広域地方教委」をつくる方向で第三特別委員会の議論がまとめられていくのである。

以上にみてきたように、教育刷新委員会第三特別委員会としては、市町村または都道府県段階ではまかないきれないと考えられる事件（それは、市町村及び都道府県の自治能力に対する不信もしくは不安に立脚した意味合いをも含んではいるが）を「広域地方教委」が担当できるように考えられた改革案が結論として報告されたのである。

学区庁設置構想と第三特別委員会の結論は、結果として組織の外見上は似たものとなった。しかし学区庁設置構想は、文部省の権限を九つの学区庁に委譲して、教育者の手による教育行政を行おうとしており、教育事務の学区庁への委譲案であった。一方、地方教育委員会は公選制の市町村及び都道府県教育委員会が基礎単位となり、また「純粹な教育の仕事」を行うために、必要に応じて連合した組織をつくろうという発想からうみだされたものである。教育刷新委員会の審議においても、教育行政は一般行政とは異なるシステムで行うべきだと考えられていた点は共通しているが、後に作成される「法律案」をみる際に、この両者には大きな違いがあることに注意しておかなければならない。

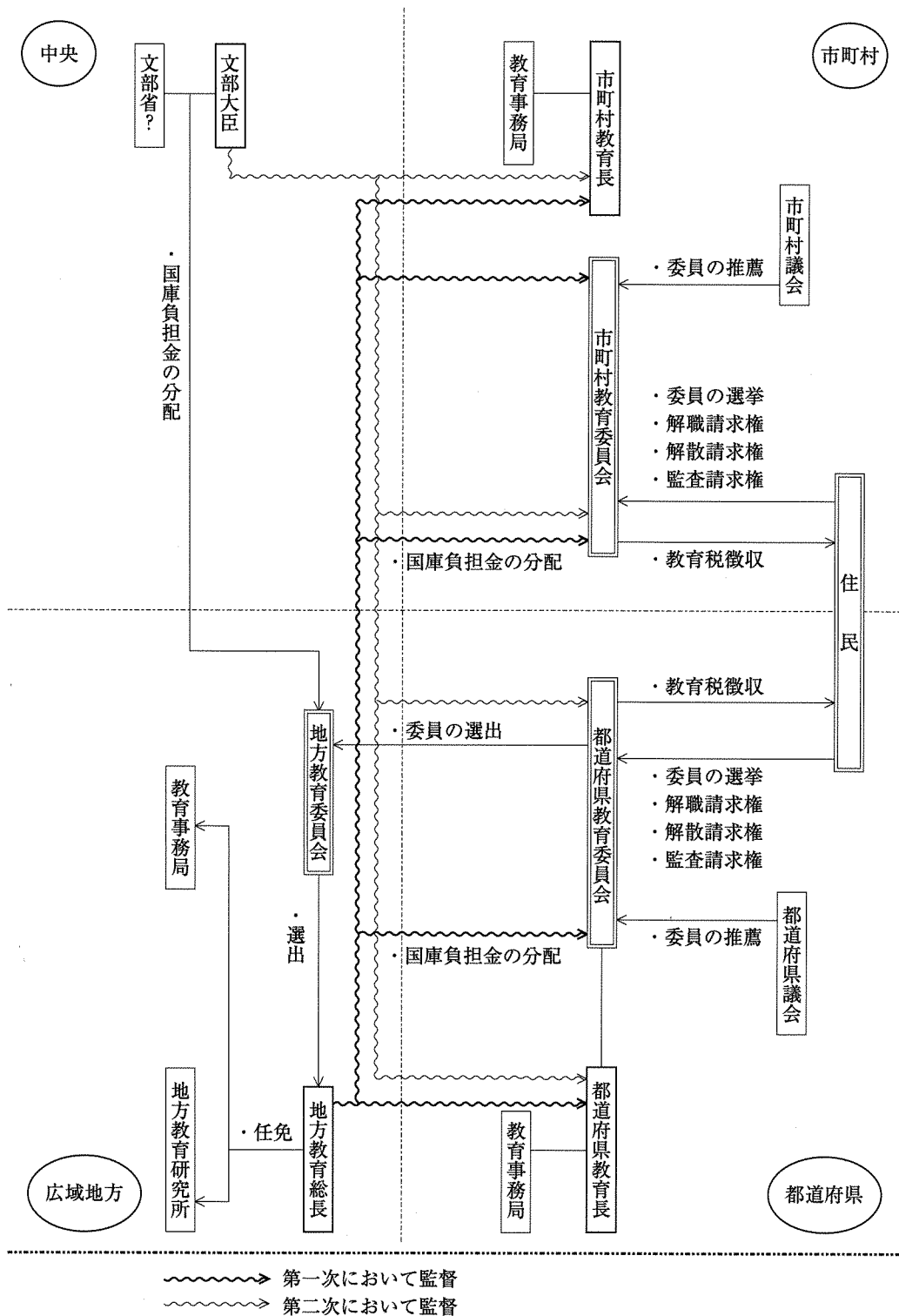
3. 「地方教育行政に関する法律案」の意義

(1) 「法律案」の条文及び政令案にみる構造

(ア)市町村及び都道府県教育委員会及び教育長

「法律案」の条文から読み取れるおおまかな教育行政関連組織を図示すると表3のようになる。「法律案」では基本的に市町村及び都道府県に教育委員会を設置（第3、38条）し、住民の

表3 「法律案」にみる教育行政機構関連図



※この表は「地方教育行政に関する法律案」をもとに筆者が作成したものである。

選挙及び議会の議員中より推薦する委員で構成され、定員は自治体の人口を規定に照らして定めて（第4、39条）いる。選挙権及び被選挙権等、選挙についての規定は、議会の選挙と同様（第5、6、7、40、41、42、45条）である。これとは別に、教育委員会の選出により、市町村または都道府県の教育を代表して教育に関する事務を執行する教育長が置かれる（第27、30、46、50条）。

この組織構造のもと、教育委員会が、市町村及び都道府県立学校の教職員の任免やその他身分に関すること、教育に関する条例又は規則の制定改廃に関すること、教育に関する予算に関することなどを議決する。そして、議決された事項を教育長が執行するという仕組みになっている。つまり、教育委員会は教育議会的な性格をもつ議決機関であり、教育長が議決事項を執行する際の責任者として機能するのである。

ところで、市町村には視学を置くこと（第33条）が書かれている。この視学は、「学事の視察を行い及び教員人事に関する資料を報告する」（同条）とある。教員の任免権を有しているのは都道府県教育委員会であるが、実際の教員人事、とくに義務教育の学校においては、市町村教育委員会が各学校とより密接な関係をもつだろうことから、市町村教育委員会には具申権が与えられている。ここでの視学は具申する内容を決定する調査官のような役割を果たすことになる。さらに、視学委員の設置（第34条）もみられる。その任務はアドバイスではなく、学科の指導とされている。

(イ)広域の教育行政機関

「法律案」では結局、全国を9ブロックに分けて、そこに地方教育委員会を設置することとなった。この地方教育委員会は、都道府県教育委員会委員の選挙により、政令の定める区域（第56条）に各分野から選出される15名の委員で構成される（第57条）。

地方教育委員会は、公立の高等学校の教員人事、同学校の設置廃止の認可、私立高等学校の認定、国庫負担金及び補助金の配分などを行うことが明記（第65条）されている。そして、市町村・都道府県の教育委員会同様、地方教育委員会は議決機関として書かれている。この議決事項を執行するのは、地方教育総長である。この地方教育総長は、地方教育委員会において選挙したものを、内閣が任命すること（第69条）とされている。さらに地方教育総長は、地方教育研究所の職員の任免を行い（第72条）、その地方教育研究所の任務は、区域内の教員の再教育や教育内容の調査研究、各学校教育に関する専門的指導及び助言、都道府県及び市町村教育委員会と教育長に対する教育を行う（第78条）とされている⁽²³⁾。

また「法律案」では、単独の町村教育委員会では職務に不具合が生じる場合、たとえば学校が一つしかない町村の場合など、町村同士で「共同して教育事務の全部を行う」（第79条）ほうが都合が良いと思われる場合には、町村組合教育委員会を組織し、組合教育長を置いて処理することが規定された。また、教育委員会協議会とは、「都道府県又は市町村が、共同して教育事務の一部を行う場合」（第81条）に設置される組織のことであるが、この二つのケースが具体的にどのような場合を指すものなのかは不明瞭である。

(ウ)監督規定

以上にみてきた中にも、組織相互の関連構造を示す規定はいくつかみられたが、ここでは第六章の規定を取り上げてみよう。ここに書かれている規定は、大きくわけて二種類に分類する

ことができる。一つは、監督官庁からの監督規定、もう一つは住民（選挙民）からの監督規定である。

まず住民（選挙権を有する者）側からの教育委員会に対する監督規定をみてみよう。これには住民側に次の三つの権限が与えられている。すなわち、①市町村・都道府県教育委員会の解散請求権（第87条、第89条）、②市町村・都道府県教育委員会委員の解職請求権（第88条、第89条）、③学校の管理、教育費の出納及びその他教育に関する事務の執行に関して、市町村・都道府県教育委員会への監査請求権の三つである。これに必要な手続きは、まず①②の場合は選挙権を有する者の総数の三分の一以上の連署、③の場合は同じく三十分の一以上の連署により、代表者が該当する教育委員会へ請求する。ここから、③の場合は、請求された教育委員会は監査を行い結果を公表しなければならない。①②の場合、選挙管理委員会が、対象となる教育委員会委員の選挙人の投票に付し、過半数の同意があれば解散もしくは解職となる。

次に、監督官庁からの教育委員会に対する監督規定をみていくと、市町村・都道府県の教育委員会は、第一次において地方教育総長の、第二次において文部大臣の監督をうける（第83条）としている。これは、市町村・都道府県の教育長が行う国の教育行政事務についても同様の規定（第84条）がみられる。ただし、地方教育行政の自治を尊重する立場から、教育委員会に対する行政官庁の監督は、この法律で定められた範囲内で行うことができる（第85条）という条項がある。ここで「この法律で定めるところ」が指し示し、監督を可能にしている規定は以下の三点である。それは第一に、教育の監督上必要がある場合、監督庁は次の四つ、すなわち①事務の報告をさせること、②書類帳簿を徴すること、③実地について事務を観察すること、④出納を検閲することができる（第86条）こと、第二に、教育委員会の議決や選挙に違反がみとめられたとき、監督官庁は再度、議決又は選挙を行わせることができ、あらたに行った議決又は選挙が、なお違反しているときにはその結果を取り消すことができる（第90条）こと、第三に、教育委員会が教育長を選挙しないために教育事務に空白が生じる場合、監督官庁は、臨時に教育長の代理者を派遣できる（第93条）こと、の三つである。

さらに「法律案」には、監督官庁の許可を必要とする事件が四つ書かれている。その四つとは①教育条例の制定、改廃、②教育税の賦課徴収、③教育に関する起債、④教育費にあてるための基本財産及び積立金の処分（第91条）である。「教育委員会の権限に属する事項につき監督廳の許可を要するものに関する件」をみると、①については地方教育総長の許可を、②～④については文部大臣及び大蔵大臣の許可が必要とされている。

(c)教育財政

教育財政に関する規定は、組織相互の関連構造をみるうえで、注目すべき構造で成り立っている。基本的に教育に必要な経費は、都道府県及び市町村が負担することとなっている（第94条）が、それは全額ではなく、一部を政令の定めるところにより国庫が負担するようになっている（第95条、第96条）。地方と国庫がそれぞれ何について負担するかは、「教員俸給等地方負擔令」、「教員俸給等国庫負擔令」、「学校経費国庫負擔令」、「教育行政に要する経費の国庫補助に関する件」の一連の政令案⁽²⁴⁾にみることができる。

問題は国庫の負担金や補助金の交付方法にある。その方法について「教育費国庫負擔金交付に関する件（省令）」及び「教育行政費国庫補助金交付に関する件（省令）」⁽²⁵⁾をみると、国庫が負担する金額は毎年度、地方教育委員会に対して交付されることになっており、地方教育委員

会がこれを都道府県及び市町村に交付する。この交付の方法は、「法律案」には「命令の定めるところによる」とあり、省令案では「適当の方法」としか記されていない。つまり、交付についての客観的基準は規定されておらず、地方教育委員会がその配分に関する権限をもつかたちになっているのである。

また、市町村及び都道府県は、教育費にあてるための教育税を住民から徴収することができること（第97条）が書かれている。これは所得税のうち、ある割合までを上限として徴収できるものである。ここで、教育費に不足が生じる場合の最終手段として「教育税の制限外課税に関する件」の定めるところにより、法律案で定められた割合の二倍までを徴収できることとしているが、これには監督官庁の許可が必要とされた。

(2) 「法律案」のもつ意義

学区庁構想と「法律案」を比較してみたときに共通することは、いかにして一般行政と教育行政を切り離すか、その方略を模索している点である。このことは当時の教育改革論議の底流として存在していた。自治体の知事が選挙で選出されることとなっても、教育行政を一般部局にまかせようとする動きは、主に内務省を中心にしてあったものの、主流になることはなかった。つまり、当時の日本の考え方として、住民の意思をいかに反映させていくのかという問題よりも、文部省の内務省系統からの分離独立という行政機構の改革に力点が置かれていたと考えられる。「使節団報告書」にみられたアメリカ側とは思考様式の異なる中で、自治や分権、参加が議論されていたのである。

このとき、憲法や教育基本法とともに、地方自治法さらには国家行政組織法の制定とほぼ時期を同じくして議論されていたことに注意を要する。すなわち、如上の過程を経て作成された「法律案」は、中央と地方の関係が問われていたことを背景にもちながら、第一に教育行政の専門職支配と住民自治の相方が同居したかたちで形成されている点、第二に国と都道府県の間に官庁的な機関を設置しようとしていた点に意義がある。

第一の点のうち、まず教育行政の専門職支配については、学区庁構想の初期段階では学区庁長官として帝国大学の総長が想定⁽²⁶⁾されており、大学を中心とした教育行政が考えられていた⁽²⁷⁾が、「法律案」では地方教育総長は選挙で選出することとされた。また都道府県及び市町村の教育長、地方教育総長は、教育について識見のあるものから選出されることとされており、教育行政が内務省系統から切り離されたことと関連して、教育の専門家が就くことが望まれている。そして、あくまでも都道府県及び市町村の教育委員会が基盤として存在し、地域住民の側から積み上げられた下からの教育行政が構築されようとしている点が、学区庁構想との大きな相違点である。田中（耕）の教育者の手による教育行政とも異なるかたちで教育の専門家による教育行政と、住民からのチェック機能の存在が、この時期の教育行政改革論の到達点として、「法律案」に盛り込まれているのである。

しかし「法律案」は結局、帝国議会に提出されなかった理由として、その後に行われた文部省と占領軍当局との交渉では、「広域地方教委」の権限及び教育財政に関する規定が争点となり、以降の地方教育行政改革諸案では、これら二項目が削除されている。前者の削除理由は、「法律案」の監督規定は、中央から地方の教育行政を統制するとみられたためであること、そして後者でも、教育税の創設など地方に財源を移譲しつつも、国庫からの補助金交付の仕組みには、中央からの統制の色彩が強かったことが考えられる⁽²⁸⁾。

第二の点については、広域な単位に新たな官庁たる教育行政機関を設置することは、周囲の行政機構改革の流れとは異質なものであった。にもかかわらず設置しようとしていた理由には、都道府県及び市町村への不信感があったことのほかに、当時議論されていた地方自治の観点に加えて、憲法や教育基本法で規定されようとしていた「教育を受ける権利」を、国としてどのように保証していくかを考えなければならなかったことが理由の一つとして上げられよう。こうした観点から、一般行政とは異なる、教育行政独自のシステムのあり方が模索された結果、広域教育行政機関の存在が必要視されていた⁽²⁸⁾のである。

この「法律案」は、田中(耕)の学区庁構想を原型として立案が進められた。ここに「使節団報告書」の勧告趣旨をうけて公選制教育委員会の導入を決めながらも、国民の教育行政参加に対する理解が不十分と判断した教育刷新委員会の「広域地方教委」設置案が加えられた。学区庁と「広域地方教委」ではその性質に大きな相違点があるものの、学校教育法案や教育基本法案とともに立案作業がすすめられてきたこと、文部省の内務省系統からの独立が一貫して目指されていたことを考えると、「法律案」は田中(耕)の特色ある教育改革論に、教育刷新委員会の結論が大きく反映されて作成されたものであることを指摘できる。すなわち、「地方教育行政に関する法律案」は戦後初期の教育行政改革をリードしてきた田中文政の終着点であると位置づけることができるのである。

4. まとめと今後の課題

本研究では、中央と地方の教育行政のあり方をめぐって、広域の教育行政機構設置構想がみられる「地方教育行政に関する法律案」の作成までの過程とその意義を検証してきた。「法律案」は教育委員会法の制定過程の中で、学区庁構想の名残がみられる教育行政改革の最終案であり、田中文政の終着点であったと位置づけられる。みてきたように、「法律案」では各都道府県及び市町村、また「広域地方教委」の委員や教育長・地方教育総長は住民の選挙で選出され、市町村から都道府県、そして「広域地方」へという下から積み上げられた組織構造となっている。このことは学区庁構想との大きな相違点であり、さらに第三特別委員会の結論をうけて立案がすすめられたことは、教育委員会制度による教育行政システムの成立過程をみていくうえで、「法律案」が重大な転換点であったことを示している。つまり、この時期までの教育行政改革論をみる限りでは、文部省が内務省系統より独立することは一貫しているが、それが文部省による自身の権限強化に直結するものではないことを示している。

しかし実際には、これとは別のシステムが、すなわち数府県を一単位とした区域になんらかの教育行政機構を設置する構想が完全に消えた教育行政システムが、「教育委員会法」により成立していく。これについて、当時の朝日新聞(1947.1.24)では「地方教育法案要綱成る」という見出しで、「法律案」の要旨が掲載されている。そして、法案の特色をいくつか説明しているが、その最後に「中央教育委員会の組織など、中央の機構は、文部省官制改正のさいに設けられる」という記述がある。この中央教育行政機構がどのような立場でどのような性格の組織として考えられていたのかは、「法律案」から読み取ることはできない。というのは、中央教育行政機構に関する記述は、監督規定の中でわずかに市町村・都道府県の教育委員会や教育長を第二次において文部大臣が監督するという記述に登場するのみだからである。

そこで次なる当面の課題は、「教育委員会法」の制定過程の検証も含めて、「文部省設置法」

(1949. 5. 31) の成立までの時期において、「教育委員会法」下で、地方の公選制教育委員会がどのような取り組みをしていたのか、また、このとき中央教育行政機構の役割についてどのように考えられていたのかを検証していくこととなろう。

ここで、公選制教育委員会とともに「国家行政組織法」(1948. 7. 10) が成立していることが注目される。同法は、国家レベルにおける行政委員会について定めており、都道府県及び市町村教育委員会とは直接には関わらないのだが、中央と地方の関係に着目して教育行政をみていく場合、憲法や地方自治法とあわせて、教育における地方自治の構造を検証する必要がある。同法から約一年あとに成立している「文部省設置法」までをみていく場合には、重要なポイントとなるだろう。これについては、1946年10月28日に「内閣総理大臣の監督に属し、行政機構及び公務員制度並びに行政運営の改革に関する調査、研究及び立案に関する事務を掌る」ことを目的に設置された行政調査部の活動が注目されよう。また公務員制度との関連に着目すれば、教育刷新委員会第三特別委員会の審議が終了したのちに、教員の身分について審議された同委員会の第六特別委員会が注目される。さらに中央教育行政機構について審議された同委員会第十特別委員会の議論も、当然だがあわせてみていく必要がある。

戦後初期の教育行政システム改革論は、各方面からの主義・主張が非常に複雑にからみあったものとなっていることがわかる。本研究ではわずかにその一端を分析したにすぎない。終戦直後の時期においても、教育分野に限らず、全体の行政機構とどのように連動して機構の再編が進んだのかをみていくことが今後の課題となろう。

<注>

- (1) たとえば、文部省文教研究会編『教育委員会法の解説』（新教育協会，1948. 8），時事通信社編『教育委員会法——解説と資料——』（時事通信社，1948. 10），文部省内教育法令研究会編『教育委員会——理論と運営——』（時事通信社，1949. 3），教育行政研究会『教育行政 3 教育委員会制度』（日光書院，1949. 11），北岡健二『教育委員会法逐条解説』（学陽書房，1952. 10），北岡健二・天城勲『教育委員会の理論と実務』（港出版合作社，1952. 11）などがある。
- (2) 第一回報告「教育の理念及び教育基本法に関すること外三件」は、日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第13巻，pp.55-58に収録されている。また通常，第一回建議事項として扱われているものを「報告」とすることについては，同書 pp.128-132を参照されたい。
- (3) ここで9ブロックとは、「法律案」とほぼ同時期に作成されたとみられる「地方教育委員会設置令（政令案）」（田中二郎文書1-186-1）をみると，北海（北海道）・東北（青森，岩手，宮城，秋田，山形，福島）・関東（茨城，栃木，群馬，埼玉，千葉，東京，神奈川，山梨，新潟）・東海（岐阜，静岡，愛知，三重，長野）・近畿北（富山，福井，石川，京都，滋賀）・近畿南（大阪，奈良，和歌山，兵庫）・中国（鳥取，島根，岡山，広島，山口）・四国（徳島，香川，愛媛，高知）・九州（福岡，佐賀，長崎，熊本，大分，宮崎，鹿児島）の九つが想定されている。また，同資料では第二案として，北陸（新潟，富山，石川，長野），近畿（福井，京都，滋賀，大阪，奈良，和歌山，兵庫）とする区分案もみられる。これらは，当初，学区庁長官に帝国大学総長が想定されていたことを考えると，興味深い区分方法である。
- (4) 「地方教育行政に関する法律案」は，渡部宗助「教育委員会法の制定過程研究考」（貝塚茂樹研究代表『地方教育行政の在り方に関する総合的調査研究』2000）に全文が掲載されている。また，本研究にあたっては，教育刷新委員会関係文書（国立公文書館蔵），戦後教育資料（国立教育政策研究所蔵），田中二郎氏旧蔵教育関係文書（マイクロフィルム，国立教育研究所附属図書館蔵），田中耕太郎教育関係文書（国立教育研究所蔵），辻田力旧蔵文書（国立教育研究所蔵），文部省通知文書綴（マイクロフィルム，国立教育政策研究所蔵），REPORT OF THE United States Education Mission to Japan, Submitted to the Supreme Commander for the Allied Powers, TOKYO, MARCH 30, 1946, United States Government Printing

Office Washington, 1946 (国立教育政策研究所付属図書館所蔵)といった史料を参照した。

- (5) 8月16日には学徒勤労動員が解除され、動員学徒の終戦後の措置について通達がだされた。同21日には戦時教育令廃止の方針が決定され、以後はこれを見込んだ方向で各種通達等がだされていくことになる。同24日になると学校教練・戦時教練・学校防空関係の訓令が廃止された。そして学校授業の再開が通達されたのは同28日であり、学生生徒を帰省させている学校においても、遅くとも九月中旬よりの授業開始が告げられた。GHQが横浜に設置されたのが9月2日であるから、とにかく教育を通常の状態に戻そうという文部省の対応は、実に迅速なものであったといえるだろう。こうした学校という教育現場を平時に戻すと同時に、9月5日に、学徒動員局を廃止し、科学局を科学教育局・体育局に改めるなど、文部省自身の機構改革も早期に着手されていた。
- (6) 「大東亜戦争終結に際し文部大臣訓令文部省訓令第五号」佐藤秀夫編『教育御真影と教育勅語』(続・現代史資料10)みすず書房(1996.11)p.3
- (7) 文部省通知文書綴をみると、タイトルや日付は文書自体には記されていないが、通知文書綴の目次には9月14日付で「文教諸施策二関スル新聞発表案」とあり、これは翌15日に新聞各誌で報道されるところとなった。新聞報道でも文書自体にタイトルはなく、「新日本建設ノ教育方針」というタイトルが付されたのは終戦教育事務処理提要第一輯(1945.11)からのようである。
- (8) 佐藤編前掲書
- (9) 有光次郎著・楠山三香男編『有光次郎日記』第一法規(1989)にそのことを示す記述がみられる。
- (10) 国立教育政策研究所所蔵「戦後教育資料」I-4。この二つの資料は、日本教育法学会年報4号に全文が掲載されており、鈴木英一による解説が付せられている。鈴木はこれら二つの資料が、「民主主義の教育理念を基調として、戦後教育体制の発足を図るべく構想したものとして、注目され、教育改革理念の始動を示すものといえる」と評価している。
- (11) ただし、文部省内においても内務省出身の官僚からは強い抵抗があったようである。さしあたり赤木須留喜『行政責任の研究』(岩波書店, 1978)を参照されたい。
- (12) 田中耕太郎教育関係文書096.2-2。この「教育改革私見」は、日本教育法学会年報4号に全文が掲載されており、佐藤秀夫による解説が付せられている。佐藤は、田中(耕)が「教育刷新委員会の動向に協同しつつ、教育の自主的改革を推進しようとしていたことは、ここに紹介した資料からも明瞭に窺われる」と述べている。
- (13) これらの一連の資料は、それぞれ本文で紹介した順に、辻田力文書III-136-1, 同X-30, 田中二郎文書I-140, 辻田力文書X-32にみられる。
- (14) 教育使節団の活動については、土持ゲーリー法一『米国教育使節団の研究』(玉川大学出版部, 1991)に詳しい。
- (15) 「米国教育使節団に協力すべき日本側教育委員会の報告書」は、日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第13巻, pp.145-155に掲載されている。
- (16) この時期の教育関係審議会の委員については、鈴木英一・笠井尚「戦後改革期における教育審議会の委員構成の特質」(『名古屋大学教育学部紀要(教育学科)』第37巻, 1990)で整理されている。
- (17) これについては、古野博明「田中(耕)文政発足と教育改革立法政策の生成過程——1946(昭21)5月下旬～9月上旬——(1)」(北海道教育大学旭川校学校教育講座教育学教室, 2001)で詳しい検討がなされている。
- (18) 田中二郎文書I-140
- (19) たとえば、8月7日付「各段階機関の有する職務権限一覧表(案)」(田中二郎文書I-123), 8月10日付「地方教育行政刷新要綱案」(同I-31), 8月16日付「教育行政刷新要綱案」(同I-129)などである。本文中で紹介した三つの資料の出典はそれぞれ紹介順に、同I-37, 同I-126, 同I-10-1である。
- (20) スクープされたことについては、三羽光彦「CIEの教育分権化政策の成立——公選制教育委員会構想を中心に——」(名古屋大学教育学部教育行政及び制度研究室「戦後日本の教育行政改革」『教育行政研究第3号』, 1981), 古野博明「教育刷新委員会の発足と教育基本法の立案開始——昭和21年8月末～9月の教育立法過程概況——」(『北海道教育大学紀要(第一部C)』第36巻第2号, 1986)などで紹介されている。
- (21) 村上弘明「戦後地方教育行政改革における「政党政治」の排除(一)——教育刷新委員会の議論から見る地方教育委員会創設過程——」(『東京都立大学法学会雑誌』第39巻2号, 1999)及び同「戦後地方教育行政改革に

における「政党政治」の排除(二)——教育刷新委員会の議論から見る地方教育委員会創設過程——」(『東京都立大学法学会雑誌』第40巻1号, 1999)による。

- (22) また第三特別委員会では、一つの市町村ごとに教育委員会を設置するのでは狭小にすぎるという意見から、いくつかの市町村教育委員会が連携して地域の教育行政が行えるようにできるシステムについても議論されている。こうした案が出される背景には、教育刷新委員会の委員たちによる、日本人の教育行政参加や教育自治に対する理解が不十分だとする姿勢があった。
- (23) こうした地方教育研究所の任務は、後の教育専門職の免許制度や、講習会などの先駆的な性格をもつ発想であるように思えるが、詳細な検討は改めて行う必要がある。
- (24) 本文での紹介順に辻田力文書Ⅲ-201-1, 同Ⅲ-201-2, 同Ⅲ-201-3, 同Ⅲ-201-5
- (25) 本文での紹介順に辻田力文書Ⅲ-201-4, 同Ⅲ-201-6
- (26) この構想は、昭和20年12月頃のエドワード・ヘンリーによる地方教育行政刷新要綱案にまで受け継がれている。しかし、同年8月16日付「教育行政刷新要綱」からはみられなくなっている。さらに、文部省官房審議室作成の同年10月2日付「教育行政刷新に関する問題点」(田中二郎文書Ⅰ-32)においては、公選にするか大学総長をあてるかの二つの案から選択することが想定されているが、この資料の改正版である同年10月4日付の同名資料(田中二郎文書Ⅰ-28)にはみられない。
- (27) 大学を中心とする教育行政機構改革構想は、田中(耕)が従来からもっていた考え方ようである。さしあたり、田中耕太郎「大学の本質と大学の獨立」(昭和12年10月11日「帝大新聞」所載、田中耕太郎『教育と權威』岩波書店、1946所収)を参照されたい。
- (28) この点に関しては、井深雄二「教育委員会法の立案準備過程——1946年12月～1947年12月——」(前掲『教育行政研究第3号』, 1981)が占領教育文書を用いて、占領軍側の動向を分析している。ここでは本稿で中心的に取り上げた「地方教育行政に関する法律案」を教育委員会法の第一次草案、1947年6月中旬にCI&Eに提出された「地方教育委員会法要綱案」を第二次草案と位置づけ、分析している。井深は、CI&Eが連絡委員会(Steering Committee)などを通じて「第一次草案における大学区案的色彩の否認」を示していたことを指摘し、このことが「法律案」の第92回帝国議会への提出見送りの要因とみている。また井深は、CI&EがGSに対して、地方教育行政法の成立延期のかわりに、「地方自治法」の中で、「教育行政法」の制定を予告する条文を挿入するよう交渉していたことを指摘している。
- (29) このことに関連して、田中二郎文書Ⅰ-10-5をみると、従来の教育行政の弊害として、七つの項目が挙げられている。このうちの二つ目では、「教育に理解の少い行政官が教育の掌に當る結果として教育が通牒通りの劃一的形式的な教育に陥る」ことが、三つ目では「教育行政が官僚の出世主義に利用され教育行政官の異動が頻繁に行はれのみならず其の具體的な方策が公正を欠き不安定であること」が挙げられている。文部省はこれらを理由に内務省からの獨立を目指していたのである。